

骨材のアルカリシリカ反応性試験結果報告書

新京都生コン株式会社



報告書No. 223330003-001
報告年月日 令和4年4月20日

滋賀鋳産 株式会社 御中
住所：滋賀県米原市大久保 110 番地

ISO/IEC 17025 認定試験所
株式会社 中研 総合コンサルタント
大阪技術センター
〒551-0021
大阪市大正区南堀江4-7-15
TEL：(06)7668-2401 FAX：(06)6556-2389
品質管理者

目次 康格



試験項目：骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法）

令和4年4月1日に受領した試料の試験結果は次のとおりです。

試験方法： JIS A 1145:2017 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）

骨材の種類： 砕石 2005 試験受領日： 令和4年4月1日

骨材の産地： 滋賀県米原市伊吹山 試験受領方法： 宅配便

試験場所： 大阪技術センター 実験棟B棟、C棟 試験日： 令和4年4月1日～4月12日

	アルカリ濃度減少量 (R c) mmol/L	溶解シリカ量 (S c) mmol/L 【質量法】	判定
1	7	2	無 害 ✓
2	8	2	
3	7	2	
平均	7	2	

【骨材のアルカリシリカ反応性の判定】 骨材のアルカリシリカ反応性の判定は、測定項目における定量値の平均値を用いて行うものとし、次による。

- 溶解シリカ量 (S c) が 10 mmol/L 以上で、アルカリ濃度減少量 (R c) が 700 mmol/L 未満の範囲では、溶解シリカ量 (S c) がアルカリ濃度減少量 (R c) 未満となる場合、その骨材を無害と判定し、溶解シリカ量 (S c) がアルカリ濃度減少量 (R c) 以上となる場合、その骨材を無害でないとして判定する。
- 溶解シリカ量 (S c) が 10 mmol/L 未満でアルカリ濃度減少量 (R c) が 700 mmol/L 未満の場合、その骨材を無害と判定する。
- アルカリ濃度減少量 (R c) が 700 mmol/L 以上の場合は判定しない。

備考：

JIS A 5005 コンクリート用砕石及び砕砂

5.6 アルカリシリカ反応性 アルカリシリカ反応性の区分は、4.2 による。試験方法は 7.8 によるが、原石の採取地が同じ場合に限り、その原石から製造される代表的な砕石の試験結果を他の砕石及び砕砂に用いてもよい。

令和4年4月20日 発行

試料採取日：令和4年3月14日

試料採取場所：滋賀鋳産(株)BC上

試料採取者：富田 喜代親

合格



許可なく本試験報告書の一部だけを複製使用することを禁ず。



試験報告書

総数 1 枚の 1

報告書No. 213330003-078

報告年月日 令和 4 年 5 月 28 日

株式会社 大阪砕石工業所 高槻第二工場 御中

住所：大阪府高槻市川久保長坂 92 地先

IISO/IEC 17035 認定試験
株式会社 中研コンサルティング
大阪技術センター

〒551-0021

大阪市大正区高島町 7-1

TEL：(06)7668-2401 FAX：(06)6556-2389

品質管理者

目次 康格



試験項目：骨材のアルカリシリカ反応性試験（モルタルバー法）

令和 3 年 11 月 4 日に受領した試料の試験結果は次のとおりです。

試験方法： JIS A 1146:2017 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）

骨材の種類： 砕石 2005

試料受領日： 令和 3 年 11 月 4 日

骨材の産地： 高槻市川久保

試料受領方法： 持参

試験場所： 実験棟 B 棟、蒸気養生庫

試験日： 令和 3 年 11 月 4 日～令和 4 年 5 月 18 日

セメントの全7割含有率： セメント協会 アルカリシリカ反応性試験用

Na₂O: 0.25 % K₂O: 0.35 % Na₂Oeq: 0.48 %

普通ポルトランドセメント 管理記号：E

貯蔵方法： 温度 40±2℃、湿度 95%以上（容器の底面に水張り）

材 齢		2 週	4 週	8 週	13 週	26 週
膨 張 率 (%)	1	0.007	0.009	0.009	0.011	0.018
	2	0.005	0.010	0.009	0.012	0.017
	3	0.004	0.006	0.006	0.008	0.014
	平均値	0.005	0.008	0.008	0.010	0.016
外 観 観 察		—				

判 定 結 果

無 害



〔骨材のアルカリシリカ反応性の判定〕

骨材のアルカリシリカ反応性の判定は、供試体 3 本の平均膨張率が 26 週後に 0.100 %未満の場合は“無害”とし、0.100 %以上の場合は“無害でない”とする。

なお、材齢 13 週で 0.050 %以上の膨張を示した場合は、その時点で、“無害でない”としてもよい。その場合、材齢 26 週の測定を省略してもよい。材齢 13 週で 0.050 %未満のものは、その時点で、“無害”と判定してはならず、材齢 26 週まで試験を続けた後に判定しなければならない。

備考：

令和 4 年 5 月 28 日 発行

試料採取日：令和 3 年 10 月 28 日

試料採取場所：高槻第二工場内 ストックヤード（高槻第二工場内）

試料採取者：富田 寛之

合格



許可なく本試験報告書の一部分だけを複製使用することを禁ず。